

シンポジウム「これからの日本の学協会のあり方」

日 時:平成19年3月16日(金)13:30～16:30

場 所:日本学術会議6C(1)～(3)会議室(6階)

主 催:日本学術会議科学者委員会 学協会の機能強化方策検討等分科会

講演「公益法人改革について」

講演者: 范 揚恭(内閣官房行政改革推進本部事務局企画調整官)

1-1 講演内容

- ・ 現行制度は、主務官庁の裁量により公益性の有無が判断され、設立が許可され、税制優遇が受けられるという、法人の設立と公益性の判断が一体となった仕組みであった。この現行制度においては、主務官庁の裁量が広過ぎる、基準が不明確であるなどの批判があった。
- ・ 新制度では、現行制度を改め、法人の設立と公益性の判断を分離させる仕組みとなる。具体的には、以下の通りである。
- ・ 新制度では、主務官庁による許可主義が廃止され、登記のみで一般社団法人・一般財団法人の設立が可能となった。一般社団法人・一般財団法人については、法律どおりに登記の手続きを行えば、基本的にその設立が認められる。
- ・ 次に新制度では、これら一般社団法人・一般財団法人のうち希望する法人に対して、民間有識者による委員会の意見に基づき、公益性の判断を行い、行政庁が公益社団法人・公益財団法人の認定を行うこととなる。主務官庁の自由裁量による認定を行っていた現行制度とは異なり、新制度では、明確な基準に基づく統一的な判断が行われることとなる。
- ・ 民間有識者の委員会については、国家行政組織法 8 条にもとづく委員会とする。(国家行政組織法には、第 3 条に定められる通称「3 条委員会」と、第 8 条に定められる通称「8 条委員会」がある。「3 条委員会」は、主に国家公安委員会、公正取引委員会などの裁判所に準ずる役割を担う委員会であり、「8 条委員会」は、食品安全委員会など、「3 条委員会」の機能には当てはまらないものをいう。)
- ・ 公益法人の条件、公益性の判断基準などについては、今後政令や府令などで定める予定である(来年度の夏から秋を予定)。実質的には、委員会での意見をもとに策定していく。
- ・ 公益性を認定された法人(公益社団法人・公益財団法人)は、税制上の優遇措置を受けられることとなるが、具体的な優遇措置については、未定である(政令・府令策定後を予定)。公益社団法人への優遇措置については、特定公益増進法人並みとなることが予想される。
- ・ 公益性の認定のチェックは容易ではない。学会と名乗れば、全てが公益法人として許可されるわけではない。
- ・ 公益法人を名乗る以上は、公益目的事業比率は 50/100 などの形式的な基準を守ることが最低限必要である。
- ・ 公益法人のメリットとしては、(1)税制優遇、(2)社会的信用が挙げられる。
- ・ デメリットは、認定後は、公益認定の基準や条件を遵守しているかどうかを継続的に指導監督されることなどが挙げられる。また、遵守しない場合は、認定取消しとなる場合もあり、公益法人の看板を使って集めた資金などはそのまま保有することはできない。
- ・ 任意団体が一般社団法人になることは容易である。ただし、法規にしたがって、運営する必要がある。新制度では、主務官庁が監督しないため、厳格で詳細な規定を各団体内で設け、遵守することが求められる。例えば、総会や理事会の規定などを詳細に策定する必要がある。また、今後は理事の議決権の代行使などは認められなくなる。

1-2 質疑応答

Q

- ・パンフレットの4頁に「遊休財産」という項目があるが、何を想定しているのか。

A: 公益法人が用途も決まっていない遊び金を多く保有しているのは、その設立趣旨にそぐわないという意味である。詳細については、これから検討を行う。

Q

- ・任意団体と一般社団法人の違いはなにか。

A: 任意団体は従来どおりである。一般社団法人については、法人格を取得することになるので、不動産登記ができるなどの権利が付与される。

Q

- ・現在、法人格を持たない団体が、直接公益法人を目指すことはできるのか。

A: まずは一般社団法人となり、その上で公益認定を受けるという手続きが必要である。

Q

- ・NPOが公益法人を目指すことはできるのか。

A: NPO は一般社団法人や公益法人になる道はない。一般社団法人や公益法人の手続きを行う前に、一度NPOを解散する必要がある。

Q

- ・公益性と規模を登録認定要件にしている日本学術会議協力学術研究団体は公益社団法人・公益財団法人になれるか？

A: 可能性はもちろんある。ただし公益性の認定は新制度下での公益法人の要件を満たさなければならない。

Q

- ・税制上の優遇は、現行制度よりも良くなるのか。

A: 特定公益増進法人並みになると考えられる。

A: 日本学術会議としては、具体的な運動などの取組みはしていない。今後検討したい。